

赤平市過疎地域持続的発展市町村計画について

赤平市では、人口減少や少子高齢化が進む中においても、持続可能な地域社会を形成し、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする「赤平市過疎地域持続的発展市町村計画」の策定を進めています。このたび、計画(案)がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

○策定の背景

わが国の「過疎地域」における対策は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づいて行われています。本市においてもこの法律に基づき、産業振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者福祉の向上などを総合的かつ計画的に実施するため、「赤平市過疎地域持続的発展市町村計画」を定めています。

現行の計画期間が終了することに伴い、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの新たな5か年計画を策定する必要があります。この計画は、市の最上位計画である「赤平市総合計画」との整合性を図りながら、本市の地域特性に即した持続的な発展を目指すものです。

○策定の目的

この計画を策定することにより、市が実施する特定の事業(公共施設の整備、地域医療の確保、観光振興など)において、「過疎対策事業債(過疎債)」という国からの財政支援が手厚い地方債を活用することが可能となります。これにより、市の財政負担を軽減しながら、市民生活に必要なハード・ソフト両面の事業を円滑に進めることができます。

○計画案の概要

次期計画案では市の概況のほか、次の事項(これまでの計画同様)についての現況と問題点、その対策、事業計画などを記載しています。

- 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 産業の振興
- 地域における情報化
- 交通施設の整備、交通手段の確保
- 生活環境の整備
- 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 医療の確保
- 教育の振興
- 集落の整備
- 地域文化の振興等
- 再生可能エネルギーの利用の推進
- その他地域の持続的発展に関し必要な事項

○問合せ先

赤平市企画課企画調整係 ☎0125-32-1834